国民保護業務計画

2025年４月

東　邦　ガ　ス　株　式　会　社

東邦ガスネットワーク株式会社

目　次

第１編　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第１章　総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　第１節　国民保護業務計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　第２節　国民保護措置に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・１
　　第３節　国民保護業務計画の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　第４節　想定する事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２編　平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　第１章　組織・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　　第１節　国民保護体制の組織及び分担業務・・・・・・・・・・・・・３
　　第２節　社外機関との協調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　第２章　計画実行のための準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　　第１節　教育・訓練の実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　　第２節　施設の機能確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　　第３節　備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

第３編　武力攻撃災害への対処に関する措置・・・・・・・・・・・・・・８
　第１章　情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　第１節　通報・連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　第２節　被災情報等の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・８
　第２章　災害時における広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　第１節　広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　第２節　広報の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　第３章　防災要員の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　第１節　防災要員の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　第２節　他事業者等との協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　第４章　災害時における復旧用資機材の確保・・・・・・・・・・・・・９
　　第１節　調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　第２節　復旧用資機材置場等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・９
　第５章　生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　　第１節　生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・１０
　第６章　応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第４編　武力攻撃災害の復旧に関する措置・・・・・・・・・・・・・・１１
　第１章　災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　　第１節　災害復旧のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第５編　緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　第１章　緊急対処保護措置の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

別表第１　国民保護体制における組織及び分担業務・・・・・・・・・・・・１４
別表第２　非常体制発令・解除の権限者・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
別表第３　体制発令・解除の伝達経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
別表第４　グループ災害対策本部長代行順位・・・・・・・・・・・・・・・１６
別表第５　指令伝達及び情報連絡経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
別表第６　社外機関に対する通報・連絡の経路・・・・・・・・・・・・・・１７

第１編　　総　　則

第１章　総則

第１節　国民保護業務計画の目的

この国民保護業務計画（以下「この計画」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律※1（以下「国民保護法」という。）」第３６条第１項及び第１８２条第２項及び国民の保護に関する基本指針※2 に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の内容及び実施方法その他必要な事項並びに生活関連等施設※3 の安全確保のための措置を定め、東邦ガス株式会社（以下「東邦ガス」という。）、及び東邦ガスネットワーク株式会社（以下「東邦ガスＮＷ」という。）によるその的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。また、同じ目的で緊急対処事態※4 における緊急対処保護措置※5 を国民保護措置に準じた措置として定める。

※1　平成 16 年　法律第 112 号

※2　国民保護法　第 32 条に基づき政府が策定

※3　国民保護法　第 102 条第 1 項に規定する生活関連施設

※4　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に関する法律（平成 15 年　法律第 79 号。以下「武力攻撃事態対処法」）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態

※5　武力攻撃事態対処法　第 25 条第 3 項に規定する緊急対処保護措置

第２節　国民保護措置の実施に関する基本方針

この計画において、特に以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

1.　国民保護措置に関する情報提供

新聞、放送、インターネット等のほか、それぞれの広報手段を活用して迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

2.　国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

3.　国民保護措置の実施方法等に関する自主性

国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

4.　国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容に応じ、国及び都道府県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報のほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国、都道府県から生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施要請が出される場合には、国及び都道府県からの当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者の安全確保に十分に配慮する。

第３節　国民保護業務計画の運用

1.　他の計画との関連

この計画は、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく防災業務計画、その他ガス事業法、消防法、石油コンビナート等災害防止法等、関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2.　計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第４節　想定する事態

1.　武力攻撃事態

この計画で、想定される武力攻撃事態を以下の４種類とする。これらの事態は、複合して起こることも想定される。

種類	特徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2.　緊急対処事態

この計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。なお、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態の対処に準じて行う。

(1)　攻撃対象施設等による分類

①　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

②　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2)　攻撃手段による分類

①　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

②　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第２編　平素からの備え

第１章　組織・体制の整備

第１節　国民保護体制の組織及び分担業務

1.　非常体制の区分

非常体制は、武力攻撃事態が発生するおそれがある場合、又は武力攻撃事態が発生した場合(以下「非常事態」という。）に発令するものとし、その区分は次による。

非常事態の情勢	非常体制の区分
・武力攻撃事態の発生が予測される場合 ・国に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合	準備体制
・数時間以内に武力攻撃事態の発生が予測される場合 ・武力攻撃等により東邦ガス又は東邦ガスＮＷの設備が被害を受けた場合 ・武力攻撃等により東邦ガスＮＷの供給区域にて供給支障が発生した場合	国民保護体制

2.　組織及び分担業務

東邦ガス及び東邦ガスＮＷの本社及び事業所等（以下「本社及び事業所等」という。）は、武力攻撃事態等に対応する対策組織を別表第１のとおり定める。

3.　非常体制の発令及び解除

(1)　武力攻撃事態等における非常体制の発令及び解除は、別表第２により行うものとする。

(2)　対策組織の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。この場合には、ただちに上級機関の長に報告しなければならない。

(3)　国民保護体制が発令された時は、ただちに対策本部を設置し、その組織及び分担業務は別表第１のとおりとする。

(4)　対策組織の長は、武力攻撃災害の発生のおそれがなくなった場合又は武力攻撃災害復旧が進行して必要がなくなった場合には非常体制を解除する。

(5)　発令及び解除の伝達経路は別表第３のとおりとする。

4.　権限の行使

(1)　非常体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、本部及び支部のもとで行う。

(2)　非常体制が発令された場合、情報・管理室長及び各支部長は、職務上の権限を行使して活発に災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。

(3)　本部長に事故あるときは、別表第４に定める本部長代行者がその職務を代行する。

5.　動員

対策組織の長は、非常体制の発令後ただちにあらかじめ定める防災要員の動員を指令する。なお、国民保護体制が発令された場合には、あらかじめ定める防災要員は自動出社とする。

6.　指令伝達及び情報連絡の経路

本部及び支部が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は別表第５のとおりとする。

第２節　社外機関との協調

1.　国、地方公共団体との協調

国、地方公共団体とは、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(1)　地方公共団体国民保護協議会等への参加と協力

地方公共団体国民保護協議会等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、同協議会等の場を活用し、情報の共有化を図るものとする。地方公共団体国民保護計画を作成するため、地方公共団体から必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2)　対策本部等との協調

この計画が円滑、適切に行われるよう、要請に応じ、対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

①　武力攻撃災害に関する情報の提供及び収集

②　武力攻撃災害の応急対策及び復旧対策

2.　防災関係機関との協調

経済産業省、警察、消防署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は別表第６のとおりとする。

3.　他ガス事業者等との協調

他ガス事業者等と協調し、要員、資材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

4.　情報の収集・連絡

武力攻撃事態等においては、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。また、武力攻撃災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートの多ルート化、代行できる人員の指定など、被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第２章　計画実行のための準備

第１節　教育・訓練の実施等

1.　教育

本社及び事業所等は、武力攻撃災害に関する意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程、保安業務規程等について、従業員等関係者に対する教育を実施する。

2.　訓練

本社及び事業所等は、国民保護措置を円滑に推進するため、被害の想定を明らかにした実践的な訓練を行う。訓練は、防災業務計画に基づき毎年一回以上実施する防災訓練に合わせて実施するものとし、訓練の実施後、速やかにその評価を行う。また、国及び地方公共団体等が実施する訓練には積極的に参加する。

3.　諸規則の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、この計画に基づき諸規則を整備するとともに、訓練等を通じて従業員等に周知徹底し、他の計画との整合性を確認する。

第２節　施設の機能確保等

1.　施設の機能の確保

ガス設備については、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(1)　系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のための導管ネットワークのループ化や供給源となる地区整圧器の分散配置などに努める。

(2)　代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス発生設備などのガス供給代替施設の整備に努める。

2.　ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおりの措置を講ずる。

(1)　火災等への対策

①　ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

②　ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。

(2)　非常用設備の整備

①　連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視･操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

②　コンピュータ設備災害に備え、コンピュータシステム、データベースのバックアップ対策を講じる。

③　自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

④　防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信機能等の設備の充実及び災害に対する耐震診断･補強、什器備品類等の転倒防止等の措置を講ずる。

(3)　ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。

第３節　備蓄

1.　災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに資機材の調達先等をあらかじめ調査しておく。

2.　車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所、供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

3. 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

4. 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

5. 前進基地等の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

第３編　武力攻撃災害への対処に関する措置

第１章　情報の収集及び報告

第１節　通報・連絡

1.　通報・連絡の経路

(1)　東邦ガス及び東邦ガスＮＷ（以下「社内」という。）並びに社内及び社外機関の連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(2)　社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は別表第５、第６のとおりとする。

2.　通信の確保

(1)　通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

(2)　情報通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

第２節　被害情報等の収集及び報告

1.　情報の収集、報告

災害が発生した場合は、情報・管理室長及び各支部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、巡回点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。本部室は、各支部からの被害情報等の報告及び地方公共団体、防災関係諸機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。また経済産業省、中部近畿産業保安監督部に速やかに報告する。

(1)　一般情報

①　一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

②　対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

③　その他災害に関する情報（交通状況等）

(2)　ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(3)　復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

(4)　従業員等の被災状況

(5)　その他災害に関する情報

第２章　災害時における広報

第１節　広報活動

1.　災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。
2.　災害発生後、ガスの供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

第２節　広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、安全の確保に配慮した上で広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

第３章　防災要員の確保

第１節　防災要員の確保

1.　勤務時間外の武力攻撃事態等に備え、自動出社基準を定めておく。
2.　非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本部及び支部に出動する。
3.　交通途絶等により所属する事業所への出社が不可能な場合には、最寄りの事業所に出社し、所属事業所に連絡の上、当該事業所にて災害対策活動に従事する。

第２節　他事業者等との協力

1.　関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、武力攻撃災害発生後ただちに出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。
2.　社内のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(一社)日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき応援を要請する。

第４章　災害時における復旧用資機材の確保

第１節　調達

情報・管理室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

1.　取引先、メーカー等からの調達
2.　本部室及び各支部相互の流用
3.　他ガス事業者等からの融通

第２節　復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

第５章　生活関連等施設の安全確保

第１節　生活関連等施設の安全確保

1.　共通する安全確保のための措置

(1)　武力攻撃事態等において県知事から安全確保措置の要請を受けた場合には、必要な安全確保措置を実施する。

(2)　国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関又は地方公共団体に対し応援を要請する。

(3)　武力攻撃事態等において、施設の安全確保措置に必用な措置を講じる場合に県警察、消防機関その他の行政機関に対し、安全確保のために必要な支援を要請する。

(4)　県知事の要請に基づいて県公安委員会又は海上保安本部等から立入規制区域の指定を受けた場合には、これに協力する。

2.　危険物質等の取扱所の使用禁止命令等に対する措置

武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置として、国及び地方公共団体からの危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限等の命令等が出された場合には、当該措置を的確かつ迅速に実施する。

3.　石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生・拡大の防止

石油コンビナート等特別防災区域のガス製造所等は、武力攻撃災害における被害を軽減するため、施設、設備、資材等を適切に維持管理する。また、発災後速やかに周辺の事業者と協力し、武力攻撃災害の拡大防止を図る。

第６章　応急の復旧

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

また、国民保護措置の実施上重要な情報通信設備に障害が生じたときには、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

第４編　武力攻撃災害の復旧に関する措置

第１章　災害の復旧

第１節　災害復旧のための措置

1.　復旧計画の策定

武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

また、被害状況の把握と復旧計画の策定については、以下のとおり定め、復旧に当たってはその対象となる施設の被害状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

(1)　災害が発生した場合は、被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

①　復旧手順及び方法

②　復旧要員の動員及び配置計画

③　復旧用資機材の調達

④　復旧作業の日程

⑤　臨時供給の実施計画

⑥　宿泊施設の手配、食糧等の調達計画

⑦　その他必要な対策

(2)　重要施設の優先復旧計画

被害が甚大な場合には、供給停止地区の病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する。

2.　復旧作業の実施

(1)　製造設備の復旧作業

ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき、速やかに復旧する。

(2)　供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

①　高・中圧導管の復旧作業

ｱ.　区間遮断

ｲ.　漏えい調査

ｳ.　漏えい箇所の修理

ｴ.　ガス開通

② 低圧導管の復旧作業

ｱ. 閉栓確認作業

ｲ. 復旧ブロック内巡回調査

ｳ. 被災地域の復旧ブロック化

ｴ. 復旧ブロック内の漏えい検査

ｵ. 本支管、供給管、灯外内管の漏えい箇所の修理

ｶ. 本支管混入空気除去

ｷ. 内管検査及び灯内内管の修理

ｸ. 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）

ｹ. 開栓

第５編　緊急対処事態への対処

第１章　緊急対処保護措置の実施

武力攻撃事態に準じるテロ等の緊急対処事態において、武力攻撃事態における国民保護措置に準じて緊急対処保護措置を実施する。

なお、緊急対処事態とは、第１編第１章第４節に定義する事態をいう。

別　表　第１　国民保護体制における組織及び分担業務

※以下、会社名の記載等がない部署又は役職（この計画で定めるものを除く）については、東邦ガスの部署又は役職を指すものとする。

（組織）

＜国民保護体制＞

グループ災害対策本部		
本部長	副本部長	委員
社長執行役員	副社長執行役員 専務執行役員 常務執行役員 東邦ガスNW社長 社長執行役員が指名する者	企画部長 広報部長 東京支社長 人事部長 総務部長 電力事業推進部長 DX推進部長 営業計画部長 業務用計画部長 生産計画部長 技術部長 東邦ガスNW取締役 東邦ガスNW企画部長 東邦ガスNW供給防災部長

- 営業支部　支部長：営業本部長
- 生産支部　支部長：生産本部長
- 導管ネットワーク支部　支部長：東邦ガスNW社長
- 復旧支部　支部長：東邦ガスNW社長
- LPG支部　支部長：東邦液化ガス社長
- 水島ガス支部　支部長：水島ガス社長

＜準備体制＞

情報・管理室

情報・管理室長：総務部担当役員

スタッフ	情報・管理副室長：総務部長 東邦ガスNW部長
後方支援班	班長：人事部長
技術班	班長：技術部長
システム班	班長：DX推進部長
電力班	班長：電力事業推進部長

涉外・広報室

涉外・広報室長：企画部担当役員

涉外班	班長：企画部長
広報班	班長：広報部長

※本部長、室長・支部長及び副室長・班長についてはあらかじめ代行者を定めておく。
※秘書部、監査役室、考査部、内部統制推進部、財務部、原料部、サステナビリティ推進部、用地開発推進部、カーボンニュートラル開発部は、情報・管理室に所属する。
※資材部、DX推進部、技術研究所は後方支援班、東京支社は涉外班、事業開発部は広報班に所属する。
※情報・管理副室長については東邦ガスNWから部長が1名所属するものとし、導管ネットワーク支部長がこれを指名する。
※上記の組織構成及び業務分担は標準的な体制であるため、災害の状況等に応じて組織構成及び業務分担の変更を行うものとする。

（分担業務）

組織		業務
グループ 災害対策本部		・各支部、各班の統括 ・供給、生産停止判断 ・復旧計画の基本方針の策定、復旧計画の策定 ・災害復旧に係る他社への応援要請の決定 ・重要な対外発表内容の決定
情報・管理室	スタッフ	・社内外被害状況の集約及び把握 ・他社からの応援隊の受け入れ体制基本(案)のとりまとめ ・防災諸機関（経済産業省、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本ガス協会、東海北陸部会、県、市等社外機関）への報告及びマスコミ発表内容の総合調整 ・復旧状況、各支部・各班の状況、気象・地震の情報の集約及び把握 ・支部間協議への参画 ・指令伝達 ・本社建物に係る被害状況の把握と復旧措置（状況に応じ、建物管理責任者による立入制限の実施） ・電気、エレベーター、水道等の使用制限 ・グループ災害対策本部の設営、事務、庶務 ・前進基地等の用地確保 ・グループ会社（関係会社）の情報収集、各社の状況把握 ・グループ会社（関係会社）からの問い合わせ対応
	後方支援班	・飲料水、食料、宿舎等の手配（他社応援者分も含む） ・要員輸送手段の確保 ・資機材の調達、補給（ガス配管材料等を除く） ・輸送車両の確保 ・復旧計画への支援業務計画の策定 ・従業員等の罹災者救援計画の作成、実施
	技術班	・建物に係る被害状況の把握と復旧措置、非常発電機による電力復旧 ・前進基地等の設営
	システム班	・コンピュータシステム復旧措置 ・社内電話設備の確認 ・他支部、班の災害対策活動のシステム面の援助
	電力班	・電力需給管理（調達を含む）、自社及び出資先の発電所の運営管理（再生可能エネルギー事業を含む）、地域新電力の運営管理、対外報告
渉外・広報室	渉外班	・防災諸機関（経済産業省、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本ガス協会、東海北陸部会、県、市等社外機関）対応 ・防災諸機関への報告（案）の作成 ・防災諸機関との情報受発信 ・行政機関への派遣
	広報班	・マスコミ対応、マスコミ情報等の収集 ・マスコミ発表、文（案）の作成 ・お客さまへの広報活動の支援
営業支部		・お客さまのガス設備に係る被害状況の把握 ・復旧計画（案）の作成 ・復旧措置の実施 ・お客さまへの広報活動 ・お客さまの問い合わせ対応 ・その他災害対策上必要な事項
生産支部		・生産設備に係る被害状況の把握 ・復旧計画（案）の作成 ・復旧措置の実施 ・その他災害対策上必要な事項
導管ネットワーク支部		・都市ガス供給設備、事業所に係る被害状況の把握（状況に応じ、建物管理責任者による立入制限の実施） ・都市ガス供給継続地区の復旧措置の実施 ・その他災害対策上必要な事項 ・小売事業者との連携窓口
復旧支部		・都市ガス復旧計画（案）の作成 ・他社からの応援隊の受け入れ、調整 ・都市ガス供給停止地区の復旧措置の実施 ・都市ガス前進基地等の用地確保 ・都市ガス配管材料等の資機材の調達・補給、輸送車両の確保 ・その他災害対策上必要な事項
LPG 支部		・東邦液化ガスグループの LPG に係る被害状況の把握 ・東邦液化ガスグループの LPG に係る復旧計画（案）の作成 ・東邦液化ガスグループに係る復旧措置の実施
水島ガス支部		・水島ガスの都市ガス、LPG に係る被害状況の把握 ・水島ガスの都市ガス、LPG に係る復旧計画（案）の作成 ・水島ガスの都市ガス、LPG に係る復旧措置の実施

別　表　第２

非常体制発令・解除の権限者

非常体制の区分	発令・解除権限者
準備体制	情報・管理室長
国民保護体制	本部長

別　表　第３

体制発令・解除の伝達経路

本部長

↓

情報・管理室長
涉外・広報室長

→

勤務時間中	勤務時間外
営業支部長	あらかじめ定めた職務代行者
生産支部長	あらかじめ定めた職務代行者
導管ネットワーク支部長	あらかじめ定めた職務代行者
復旧支部長	あらかじめ定めた職務代行者
LPG 支部長	あらかじめ定めた職務代行者
水島ガス支部長	あらかじめ定めた職務代行者

別　表　第４

グループ災害対策本部長代行順位

第１位代行者	東邦ガス副社長執行役員
第２位代行者	東邦ガス総務部担当執行役員

１．第１位代行者が複数の場合は、東邦ガス社長執行役員の指名によるものとし、第２位代行者の順位を順次繰り下げる。

２．以降は、グループ災害対策本部内の東邦ガス取締役、執行役員の順で上位者がその任にあたる。なお、関係会社（東邦ガスＮＷ含む）の取締役社長に就く者については、その対象から除く。

別　表　第５　　指令伝達及び情報連絡経路

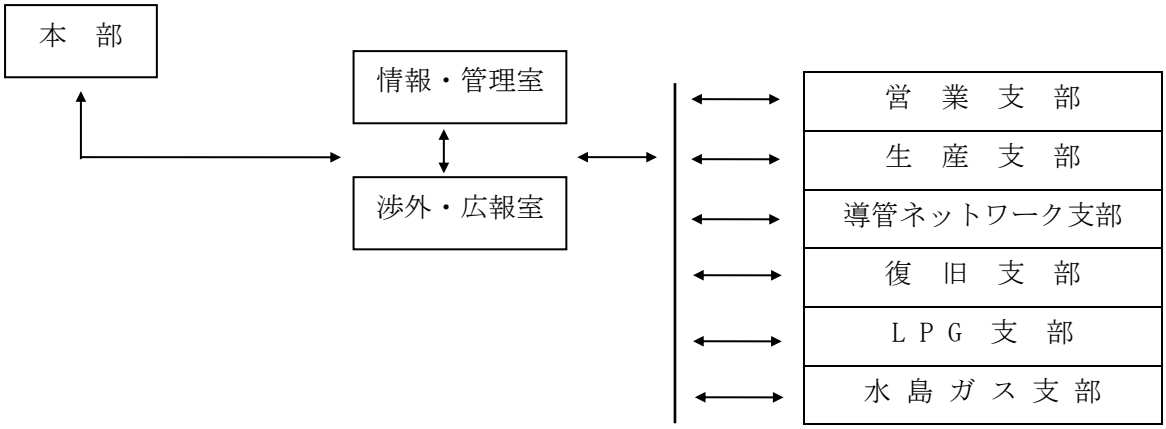

別　表　第６　社外機関に対する通報・連絡の経路

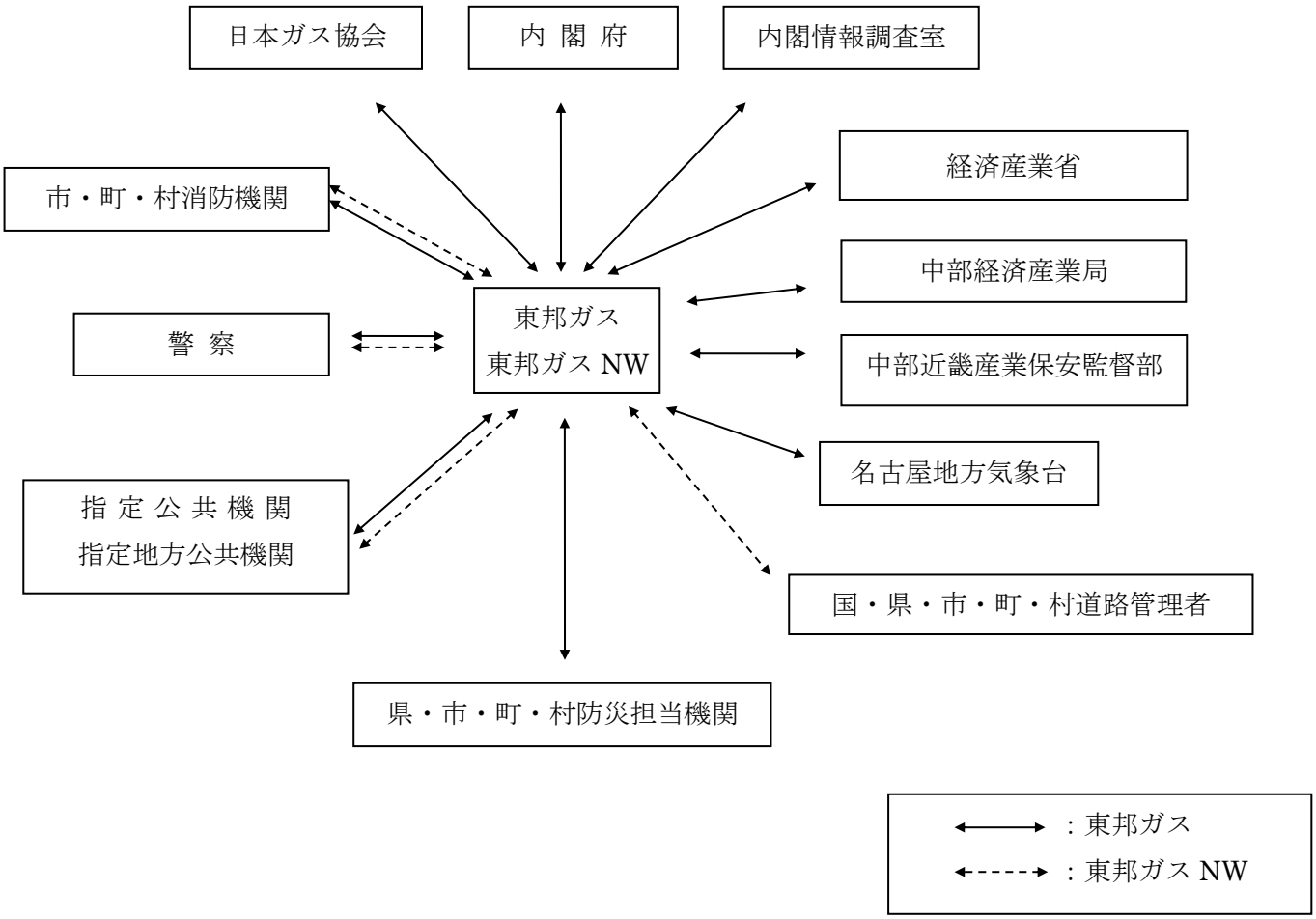

※上記の経路は原則であり、災害対応上必要な時は、各社で対応する。